

中国税務速報

2022年7月17日

1. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル

2022年6月1日、国家税務総局政策法规司は税金還付・減税・負担軽減政策に係る処理マニュアルを発表しました。具体的な内容は以下の通りです。

1. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（一）-2022年増値税期末繰越税金政策
2. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（二）-小規模納税者につき3%の徴収率を適用する販売収入については増値税を免税とする
3. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（三）-中小零細企業の設備器具に係る所得税の損金算入
4. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（四）-小型薄利企業の企業所得税50%割増減免政策
5. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（五）-3歳以下の乳幼児看護に係る特別付加控除
6. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（六）-零細企業「6税2費」減免政策
7. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（七）-製造業に従事する中小零細企業の納付猶予期間の延長
8. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（八）-ハイテク中小企業の研究開発費の加算控除
9. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（九）-航空及び鉄道運輸企業の増値税前納の一時停止
10. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（十）-公共交通運輸サービス収入に係る増値税免税政策
11. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（十一）-速達の集荷・配達サービス収入に係る増値税免税政策
12. 税金還付・減税・負担軽減政策処理マニュアル（十二）-特別困窮業界における段階的な社会保険料納付猶予

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5175810/content.html>

2. 財政部 国家税務総局 2022年第21号 増値税繰越税額的全額還付政策の適用範囲の拡充について

増値税の繰越税額還付政策の範囲を更に拡大し、企業の安定経営に資するため、増値税の全額還付政策の適用範囲の拡充が公告されました。

- ① 増値税繰越税額の還付政策が適用される業界の範囲を拡大し、「増値税の期末繰越税額還付の更なる実施」（財政部 税務総局公告 2022年第14号。以下2022年第14号公告という）第2条で規定する製造業その他の業界で既に適用されている増値税繰越税額の還付政策の新たな適用対象として、「卸売、小売業」、「農林水産業」、「宿泊、飲食業」、「住民サービス、修理、その他サービス業」、「教育」、「衛生、社会活動」、「文化、スポーツ、娯楽業」が追加されます。
- ② 本公告が適用される製造業、卸売小売業その他の業界の企業とは、「国民経済業界分類」における「卸売、小売業」、「農林水産業」、「宿泊、飲食業」、「住民サービス、修理、その他のサー

ビス業」、「教育」、「衛生、社会活動」、「文化、スポーツ、娯楽業」、「製造業」、「科学研究及び技術サービス業」、「電力、エネルギー、ガス及び水の製造供給業」、「ソフトウェア及び情報技術サービス業」、「生態保護と環境整備業」、「交通運輸、倉庫、郵便業」の業務に従事し、増値税売上高割合が 50%を超える納税者を指します（増値税売上高割合は納税者が税金還付を申請する前の 12 ヶ月間の売上高に基づいて計算します。税金還付を申請する前の経営期間が 3 ヶ月以上 12 ヶ月未満の場合、実際の経営期間の計算に基づいて計算します）。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5175898/content.html>

3. 国家税務総局 2022 年第 12 号 企業の休業および抹消段階における税務申告の簡素化に関する公告

- ① 企業の休業段階における税込報告と納税申告が簡素化されます。具体的な内容は以下の通りです。
 - 企業が自然災害、事故、災難、公衆衛生事件、社会安全事件その他の原因で経営困難に陥り、「中華人民共和国市場主体登録管理条例」第 30 条の規定に従って休業手続を行う場合、別途税務機関に報告することは要しない。
 - 休業状態の経営主体が法律に基づき納税義務・源泉徴収義務を履行する必要がある場合、所得税申告を簡素化し、かつ当該年度内においては変更されないものとする。
 - 休業状態の経営主体は資源税（水資源税を除く）の順次申告が可能となる。
- ② 非正常状態における休業期間内の納税申告：税務機関から非正常状態と認定された経営主体は、非正常状態が解除される前の段階の休業期間においては、上述の簡素化された納税申告方式については適用されません。
- ③ 経営主体の抹消段階における税務清算文書の取り扱いの簡素化：人民法院の裁定により強制的に清算された経営主体が、人民法院の強制清算手続終了の裁定に基づき税務機関に税務清算文書の発行を申請する場合、税務機関は即座に発行を行う。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5176916/content.html>

4. 国家税務総局 2022 年第 14 号 「中華人民共和国印紙税法」の施行に関する公告

- ① 印紙税の徴収管理と納税サービスに関する事項は以下の通りです。
 - 納税者は印紙税課税契約、財産権移転書類及び営業帳簿の状況に基づいて「印紙税税源明細表」を正しく記入し、財産行為税の総合申告を行わなければならない。
 - 課税契約、財産権移転書類に金額が明記されておらず、後続の決算時に金額を決定する場合、納税者は課税契約の締結あるいは財産権移転書類の作成時の納税申告期間に課税契約及び財産権移転書類の状況を申告し、決算後の次の納税申告期間に、実際の決算金額をもって印紙税を申告しなければならない。
 - 国外企業又は個人の課税証憑に係る印紙税は四半期・年・件数ごとに申告することができる。具体的な納税期限は省、自治区、直轄市、単独予定市の税務局が徴収管理の実際状況に基づいて決定する。
 - 納税者が国外企業又は個人で、国内に代理人が存在する場合、当該国内代理人を源泉徴収義務者とする。納税者が国外企業又は個人であり、国内に代理人が存在しない場合、納税者は自ら申告し印紙税を納付しなければならない。この場合、国外企業又は個人は資産交付地、国内のサービス提供者又は受取者の所在地（居住地）において、課税証憑作成者が国内所在地（居住地）の主管税務機関に申告納付することができる。ただし不動産財産権の移転に関連する場合は、不動産所在地の主管税務機関に申告し納付しなければならない。

- 印紙税法の施行後も、納税者は引き続き、「自己判断、自己申告、自己適用、関連資料の自己保存」の方針をもって取り扱われる。
- ② 土地増値税の申請に関し従来から続く優遇政策については、納税者は「自己判断、自己申告、自己適用、関連資料の自己保存」の方式をもって取り扱われます。すなわち納税者は土地増値税の納税申告時に規定に従って申告書の免税欄に記入すれば優遇政策が適用されるとともに、関連政策で規定された資料については後続の調査のために保存することが求められます。また納税者は関連資料の真実性、完全性及び適法性に対し法的責任を負うこととなります。
- ③ 本公告は 2022 年 7 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n367/c5176919/content.html>

5. 医保発 2022 年第 21 号 従業員基本医療保険料の単位拠出金の段階的繰り延べについての通知

- ① 中小零細企業に対し、段階的に従業員医療保険料の拠出に関する猶予政策が施行されます。具体的な内容は以下の通りです。
 - 統括基金の累計残高が 6 カ月を超える地区では、2022 年 7 月から中小零細企業及び個人事業主に対して、従業員医療保険料の会社負担分の納付を 3 カ月猶予し、納付猶予期間においては、滞納金は発生しない。
 - 社会団体、基金会、社会サービス機構、弁護士事務所、会計士事務所その他の社会組織に対しても同様に実施する。
- ② 納付猶予期間において条件に合致するすべての納付者について、優遇措置を適用することが可能となることを確保します。また中小零細企業の医療保険料納付猶予であっても、当該企業の保険加入者は医療費について十分な待遇を受けられます。
- ③ 「免申即享（別途申請不要、即時適用）」のモデルを全面的に推進し、条件に合致する中小零細企業は納付猶予申請を別途提出する必要はなく、納付猶予政策の適用を受けることができます。
- ④ 従業員の権利と利益を保障します。すなわち納付猶予期間においても、中小零細企業は法に基づいて従業員の個人負担分について源泉徴収する義務を履行し、従業員の医療保険料に関する情報を通常通り申告し、従業員の権利と利益及び社会保険料納付に関する情報が継続的に記録されるようにする必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5177050/content.html>